

立命館大学 海外留学サポート奨学金 <給付型（返済不要）>

●概要

- 本奨学金は、経済上の理由により海外留学プログラム（以下、留学プログラム）への参加または参加継続が困難であると見込まれる者に対し、支援することを目的としている給付型（返済不要）の奨学金です。
- 国際教育センターおよび各学部・教育機関が実施する1セメスター以上のプログラムが対象となります。
- 申込手続きが必要です。必ず募集要項を確認してください。
- 海外留学サポート奨学金支給金額は、派遣先の地域により異なります。地域は日本学生支援機構の海外留学支援制度が定める地域区分に準じています。

●種別 詳細は必ず募集要項を確認してください。

| 採用種別 | 応募要件 | 支給金額 | | | | 採用予定人数 | チャレンジ奨学金との併給制限 | 募集時期 |
|-------|--|---|------|------|------|-------------|---|---|
| | | ※派遣先・期間によって異なります。別紙の地域区分一覧表にある甲乙丙の区分に合わせて金額を確認してください。 | | | | | | |
| 予約採用型 | ① 本学の正規課程に在籍する学部学生で、該当年度本募集で対象とする留学プログラムに応募するまたは応募した者。 ② 過年度、本奨学金または「旧：立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」を受給したことがない者。 ③ 父母など生計維持者の年間収入を合算した金額（家計所得）が基準を満たしている者。 給与・年金収入金額（課税前）：600万円以下 事業所得：197万円以下 ④ 家計状況審査に必要な所定の書類全てを所定の期日までに提出可能な者。 ⑤ 「立命館大学海外留学サポート奨学金 家計状況申告書類提出にあたって」および Web 出願フォームの内容（すべて日本語表記）を理解し、必要書類を提出できる者。 | 1セメスター | 指定都市 | 40万円 | 30万円 | 募集回ごとに10名程度 | 併給可 ※学外奨学金においては、他奨学金との併給を認めない場合もあります。必ず自身で財団に確認してください。 | 年3回 5月 10月 4月 募集回ごとに対象プログラムあり。 (※) |
| | | | 甲 | 30万円 | | | | |
| | | 1学年 | 乙 | 25万円 | 25万円 | | | |
| | | | 丙 | 10万円 | | | | |
| | | | 指定都市 | 50万円 | 40万円 | | | |
| | | | 甲 | 40万円 | | | | |
| | | | 乙 | 35万円 | 35万円 | | | |
| | | | 丙 | 20万円 | | | | |

※ 海外留学サポート奨学金「予約採用型」の募集時期は、海外留学プログラムの募集時期とおよそ同じになります。募集については立命館大学海外留学プログラムHP、manaba+でお知らせしますのでこまめに確認してください。

| 採用種別 | 応募要件 | 支給金額 | 採用予定人数 | チャレンジ奨学金との併給制限 | 募集時期 |
|-------|--|----------|--------|---|------|
| 家計急変型 | <p>① 本奨学金対象の留学プログラム（立命館大学実施）に派遣が決定した、あるいは派遣中の者で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる者。</p> <p>② 本学の正規課程に在籍する学部学生で、該当年度本募集で対象とする留学プログラムに応募するまたは応募した者。</p> <p>③ 過年度、本奨学金または「旧：立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」を受給したことがない者。</p> <p>④ 父母など生計維持者の年間収入を合算した金額（家計所得）が基準を満たしている者。</p> <p>⑤ 家計状況審査に必要な所定の書類全てを所定の期日までに提出可能な者。</p> <p>⑥ 「立命館大学海外留学サポート奨学金 家計状況申告書類提出にあたって 」および Web 出願フォームの内容（すべて日本語表記）を理解し、必要書類を提出できる者。</p> <p>⑦ 家計急変の事由は以下を満たしている者。</p> <p>※独立行政法人日本学生支援機構給付奨学金の家計急変採用の基準に準じます。</p> <p>A：生計維持者の一方（又は両方）が死亡</p> <p>B：生計維持者の一方（又は両方）が事故又は病気により、半年以上、就労が困難</p> <p>C：生計維持者の一方（又は両方）が失職（非自発的失業の場合に限る）</p> <p>D：生計維持者が震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当</p> <p>1）上記A～Cのいずれかに該当</p> <p>2）被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生。</p> <p>E：本人が父母等による暴力等から避難するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった。</p> <p>※以下の事由は本家計急変型の奨学金制度においては急変と見なしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生計維持者の離婚又は失踪 ・ 定年退職等、非自発的失業（下記コード参照）に該当しない離職 | 採用者に個別案内 | — | 併給可 ※学外奨学金においては、他奨学金との併給を認めない場合があります。必ず自身で財団に確認してください。 | 随時募集 |

「非自発的失業」とは、雇用保険受給資格者証（又は雇用保険被保険者離職票）において、下記の離職理由コードに該当する場合を指し、これに該当しないときは、家計急変による支援の対象とはなりません。

| | | |
|----|------|--------------------------------------|
| 11 | (1A) | 解雇（1B及び5E※に該当するものを除く） |
| 12 | (1B) | 天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇 |
| 21 | (2A) | 特定雇止めによる離職（雇用期間3年以上雇止め通知あり） |
| 22 | (2B) | 特定雇止めによる離職（雇用期間3年未満等更新明示あり） |
| 23 | (2C) | 特定理由の契約期間満了による離職（雇用期間3年未満等更新明示なし） |
| 31 | (3A) | 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職 |
| 32 | (3B) | 事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職 |
| 33 | (3C) | 正当な理由のある自己都合退職（3A、3B又は3Dに該当するものを除く） |
| 34 | (3D) | 特定の正当な理由のある自己都合退職（被保険者期間6月以上12月未満） |

※「(5E) 被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇」は非自発的失業に該当しません。

●必要書類

| 事由 | 証明書類 | 家計急変事由の発生日 |
|---|--|-------------------------------|
| A：生計維持者の一方（又は両方）が 死亡 | 下記のいずれか ・戸籍謄本（抄本） ・住民票除票（死亡日記載） | 生計維持者が死亡した日 |
| B：生計維持者の一方（又は両方）が 事故又は病気 により、半年以上、就労が困難 | 下記のすべて ・医師による診断書(注3) ・病気休職中であることの証明書(注4) | 診断書に記載された就労困難な状況が開始した日 |
| C：生計維持者の一方（又は両方）が 失職 （非自発的失業（注6参照）の場合に限る。） | ・雇用保険受給資格者証（第1面・第3面・第4面）(注5) | 左記の証明書に記載された離職日 |
| D：生計維持者が 震災、火災、風水害等に被災した場合であって、次のいずれかに該当 ①上記A～Cのいずれかに該当 ②被災により、生計維持者の一方（又は両方）が生死不明、行方不明、就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生 | ・罹災証明書 | 罹災証明書に記載された罹災の日 |
| E：本人が 父母等による暴力等から避難 するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（注7） | ・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）(注7) | 公的機関による保護証明書に記載された保護施設への入所年月日 |

(注1) 以下の場合は、家計急変型による支援の対象とはなりません。

- 申請時に家計急変の事由が解消（再就職、起業、就労困難解消等）している
※本奨学金に採用後、申請時に事由が解消していたことが判明した場合は、認定が取り消され、支給済みの奨学金を一括返金いただきます。
- 収入減少を伴わない家計支出の増加

(注2) 下記の事由については、被災した場合を除き、家計急変型による支援の対象とはなりません。

- 生計維持者の離婚又は失踪
- 定年退職等、非自発的失業（応募要件⑦の表を参照）に該当しない離職

(注3) 医師による診断書には「就労困難な状況が開始した日」及び「就労困難」であること、その期間が「半年以上」であることの記載が必要です。

(注4) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）の期間について記載された勤務先発行の証明書（様式自由又は所定の様式「休職証明書（家計急変採用提出用）」の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成を依頼してください。雇用されている者が申請時点で既に離職している場合や就労困難となった者が個人事業主の場合は、所定の様式「事故又は病気により離職し半年以上就労が困難な場合の申告書」を記入の上、提出してください。

(注5) 傷病手当金受給中など、雇用保険受給資格者証の発行ができないために雇用保険受給資格者証の提出ができない場合は、雇用保険被保険者離職票（離職年月日と離職理由コードが記載されたもの）と所定の様式「雇用保険受給資格者証を提出できない場合の事情書」を提出してください。

(注6) 「非自発的失業」については応募要件⑦の表にて確認してください。

(注7) 事由Eの申請対象となるのは、次のいずれかに該当する人です。

- ① 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助又は同法第31条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第3項第3号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第36条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者
（避難先は、困窮者自立支援制度によるシェルターや公的施設以外の民間シェルター等も含む）

●注意事項

上記内容は、従来の現地への渡航を前提とした海外留学について記載しています。予定されていた海外留学プログラム（現地への渡航を前提としたプログラム）が催行中止となった場合やプログラム内容が変更された場合（オンライン留学やオンライン留学と現地渡航を組み合わせたハイブリッド留学を含む）は、支給の有無、支給金額等が変更となります。予めご了承ください

給付額や申請方法などの詳細は、該当の奨学金募集要項で確認してください。
申請書類の準備の際、入手に時間がかかる場合もありますので、早めの準備が必要です。